

IMO 塗装性能基準を適用した船舶に対する Notation に関する事項

改正規則等

鋼船規則 A 編
登録規則細則

改正事項

IMO 塗装性能基準を適用した船舶に対する Notation に関する事項

改正理由

IMO 塗装性能基準（決議 MSC.215(82)）は、SOLAS 条約適用船においては 2008 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に、さらに CSR 適用船においては 2006 年 12 月 8 日以降に建造契約が行われる船舶に適用されている。

この IMO 塗装性能基準を適用した船舶に対して、船級符号への付記（Notation）による識別化の要望が高まっていることから、今般、IMO 塗装性能基準を適用した船舶について、船級符号に“*Performance Standard for Protective Coatings for Dedicated Seawater Ballast Tanks in All Types of Ships and Double-side Skin Spaces of Bulk Carriers*”（略号 PSPC-WBT）を付記するように関連規定を改めた。

改正内容

IMO 塗装性能基準を適用した船舶については、船級符号に“*Performance Standard for Protective Coatings for Dedicated Seawater Ballast Tanks in All Types of Ships and Double-side Skin Spaces of Bulk Carriers*”（略号 PSPC-WBT）を付記する旨を規定した。